

## 返還する必要のない「奨学のための給付金」

～令和7年度（2025年度）北海道公立高校生等奨学給付金のご案内～

北海道教育委員会では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、教科書費、教材費、通信費など、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

- ◎ 返還する必要のない「給付金」です。
- ◎ 就学支援金（授業料の補助）と一緒に利用することができます。
- ◎ 申請を希望される方は、申請手続きが必要です。

給付を受けられる方（次の条件に該当する方になります。）

- ① 令和7年（2025年）7月1日現在  
高校生を扶養している道内在住の保護者等。
- ② 「生活保護受給世帯」で「生業扶助（高等学校等就学費）」が措置されている世帯  
又は保護者全員の令和7年度（2025年度）「道民税及び市町村民税」の「所得割額」が「非課税」であること。

給付金額（生徒一人あたりの年額）

区 分	金 額
生活保護受給世帯で生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯	32,300円
道民税及び市町村民税の所得割額が非課税の世帯	143,700円

- ★ 申請希望の方の申出期限及び連絡先  
申請希望の方は、関係書類をお渡しします。  
お手数ですが、次により保護者の方が電話連絡により申し出てください。

申し出期限 : 令和7年7月25日（金）

連絡先 : 大麻高校 事務室 給付金担当 山本

電話 011-387-1661 （平日の8:30から16:30まで）